

## 広島県市民後見人等養成研修 研修修了者向け

**廿日市市** における「活躍の場」の紹介

## ◇活躍の場について

- (1) 活躍の場の有無

有

- (2) 具体的な活躍の場

市民後見人（複数受任）

※ その他を選択した場合、その内容を記載

- (3) 予定している活動内容

廿日市市において、中核機関等からの活動支援を受けながら、市民としての特性を活かした後見活動を行う「市民後見人」の候補者として登録します。なお、実際に活動するためには、ご本人（被後見人）がその人らしく暮らしていけるよう、状況等に応じて受任が適切な候補者を調整（受任者調整）した上で、家庭裁判所から選任を受ける必要があります。

- (4) 対象者

廿日市市にお住まいの方で、初年度登録時点において70歳以下の方。

- (5) 報酬等

家庭裁判所が定めた報酬のうち一部および活動実費（交通費等）を、本人よりいただきます。

- (6) その他活動にあたっての条件・情報

市民後見人の活動は、地域福祉の担い手としての社会貢献活動として位置付けられています。この趣旨を理解し、活動意欲のある方を求めます。

## ◇留意事項

なし。

## ◇問い合わせ先

| 市町名  | 担当課・係                           | 電話番号         | メールアドレス           |
|------|---------------------------------|--------------|-------------------|
| 廿日市市 | 廿日市市社会福祉協議会<br>廿日市市成年後見利用促進センター | 0829-20-5176 | kouken@hatsupy.jp |